

議案第19号

天理市国民健康保険条例の一部改正について

天理市国民健康保険条例の一部を次のように改正しようとする。

平成23年3月2日提出

天理市長 南 佳 策

天理市国民健康保険条例の一部を改正する条例

天理市国民健康保険条例（昭和34年3月天理市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第8条中「第72条の5」を「第72条の4」に改める。

第11条の3第2号中「法第72条の4第1項の規定による繰入金、法第72条の5」を「法第72条の4」に改める。

第13条第1項中「租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」に、「租税条約実施特例法」を「租税条約等実施特例法」に、「以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に第15条」を「（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に、第15条」に改める。

第14条中「、第15条の4、第15条の10及び第15条の11」を「及び第15条の4」に改める。

第15条の10を次のように改める。

第15条の10 削除

第19条第1項第1号中「租税条約実施特例法」を「租税条約等実施特例法」に改める。

第19条の2中「。第2項」を「。次項」に改める。

附則第2条（見出しを含む。）中「平成20年度及び平成21年度」を「平成22年度から平成25年度までの各年度」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。